

日本国経済産業省とスウェーデン王国気候・産業省との
エネルギー及びイノベーションに関する協力覚書

日本国経済産業省とスウェーデン王国気候・産業省（以下「両者」）は、

1999年に署名された日・スウェーデン科学技術協力協定や150年を超える両国間の外交関係を含め、両者の卓越した関係を想起し、

ロシアのウクライナ侵略に対応し、また、北大西洋条約機構(NATO)と国連憲章の原則を含め、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を維持・強化するため、両者のさらなる協力強化を望み、

現在の世界的エネルギー危機や経済的混乱を踏まえ、グリーントランスフォーメーション(GX)の加速の必要性及びエネルギー安全保障強化のための供給源の多様化を促進することの重要性を認識し、

「Pioneer the Possible」という枠組みのような、産業のグリーントランスフォーメーション分野での新しい成長の原動力を創出するため、また、日EUグリーン・アライアンスに記載されているように、持続可能な経済成長と遅くとも2050年までの気候中立という共通目標を効率的に達成するために、進行中かつ包括的な双方の経済協力の強化を望み、

カーボンニュートラルを達成する手段として、ディープテック、新興グリーンテクノロジー、バッテリー、モビリティ、サーキュラーエコノミー、エネルギー分野での科学・技術協力の範囲の拡大を願い、

特に、来年開催される「いのち輝く未来社会」がテーマの大阪・関西万博を皮切りに、両国で、社会的課題の解決に向けて、スタートアップ分野での交流、協力、パートナーシップ、共同事業を促進することの重要性の認識し、

多様な道筋を通じ、ネットゼロ、経済成長やエネルギー安全保障を同時に達成する重要性を強調し、また、日本とスウェーデンがIAEA加盟国であり、両国のエネルギーミックスにおける原子力の特別な位置づけとカーボンニュートラル達成における原子力の重要な役割を踏まえ、原子力技術の平和的利用が、両者の社会的・科学的・経済的発展において重要な要素であることを考慮し、

以下の合意に至った。

I. 目的

この協力覚書の目的は、平等、相互主義、相互利益の原則のもと、両国の適用可能なあらゆる法律と関係機関の枠組み内において、両者間の経済協力と将来の産業技術の共同発展を促進することである。

II. 協力分野

両者は相互の利益を推進するため、以下の分野において協力を促進していく。

- ・ 産業
- ・ 研究とイノベーション
- ・ 企業
- ・ 人材育成

特に以下の産業・テーマについて注力するが、これに限定されるものではない。

- ・ エネルギー転換とモビリティ
 - 原子力（革新炉及び小型モジュール炉（SMR）、原子力サプライチェーン、放射性廃棄物を含む民生原子力エネルギー）
 - バッテリー
 - モビリティ
- ・ サーキュラーエコノミー
- ・ イノベーションの促進
 - スタートアップ

III. 協力活動

本覚書に基づく協力活動は、以下の内容を含む。

- ・ 多様な産業部門での技術、実験施設、開発の共有
- ・ 研究開発やマーケティング、一方の国もしくは第三国での合弁会社の設立等、民間レベルの協力
- ・ 技術基準、合弁会社、産業振興にまつわる法律や政策の共有
- ・ 代表団の派遣やセミナー、ワークショップ、ビジネスマッチング、政策対話、展示会、会議への参加を含む、両国の企業、政府機関、研究機関間での様々な交流の促進
- ・ 研究、学術、リーダーシップ、起業におけるジェンダーの平等の促進
- ・ 様々な産業技術分野における企業、政府機関、学術機関、研究機関間の人材交流の促進
- ・ 両者にて決定されたその他の協力活動

IV. 一般規定

- ・ 本覚書は、両者にいかなる法的または財政的義務も生じさせない。
- ・ いずれかの関係者の財政的義務を必要とするプログラムまたはプロジェクトは、別途合意を要する。
- ・ 本覚書は、両者それぞれの法律および規則に従って実施される。
- ・ 本覚書は、両者の署名により発効し、5年間有効である。その後、双方の間で別段の合意がない限り、本協定は自動的に終了する。両者は、企業、社会的パートナー及びその他の利害関係者との継続的な交流において、現在及び将来的な機会を調査し、「Pioneer the Possible」のような協力枠組みの必要性やあり方を評価する。

2024年12月4日、東京にて英語で2通に署名。